

【代表的な研究テーマ】

□ 海外の生物資源を利用して研究するときの相手国への対応

□ 生物資源の輸出入に関する国際条約、国内法令、輸送手続き

キーワード：生物多様性条約、名古屋議定書、海外遺伝資源、アクセスと利益配分

研究の概要

1 海外の生物資源を用いて研究する教員と学生のお手伝い

海外には多くの魅力的な研究材料があります。地球規模で人々の往来が盛んになっていますが、材料を保有する国の人々は、自国の資源から得られる有償・無償の利益が自国へ適正に配分されるよう望んでいます。海外の生物資源を研究材料とする場合、相手国の法令に従って、適正に日本に持ち込む必要があります。大学で研究をする教員、学生の方々の海外生物資源の利用をお手伝いします。

2 地域の他大学や企業との連携

地域連携を強化する趣旨から、海外生物資源の利用と利益配分が適正にできるよう、地域で研究活動をする大学、企業などの皆様と情報交換をしながら交流を図ります。

3 生物資源の適正な輸出入方法の提示

海外生物資源を輸入する場合、他の条約や国内法令を遵守する必要があります。また、遺伝子組み換え生物などを輸出する際には守るべき航空輸送に関する規制があります。



社会連携へ向けたアピールポイント

●仕事のポイント

海外の生物を利用する場合、生物多様性条約、名古屋議定書、ワシントン条約などの国際条約、カルタヘナ法、植物防疫法などの国内法令への対応が欠かせません。特に名古屋議定書に従って相手国の法令を遵守するためには、刻々と変わる各国の情報収集が必要です。情報収集を行い、相談者と共に手続きを行う窓口を目指します。

●地域との連携

令和2年度地域連携応援プロジェクト成果報告書(2021.3.29)p 48-50

11 「静岡県内の研究機関における 生物多様性条約対応に向けた情報共有と交流プロジェクト」

<https://www.lc.shizuoka.ac.jp/cmsdesigner/dlfile.php?entryname=publication&entryid=00094&fileid=00000001&/report2020.pdf&disp=inline>

●参考サイト

静岡大学 イノベーション社会連携推進機構 海外生物遺伝資源の利用

<https://www.oisc.shizuoka.ac.jp/inside/abs-s/>

■ その他の社会連携活動

日本菌学会、日本きのこ学会、航空危険物取扱者

■ 相談に応じられる関連分野

生物多様性条約、名古屋議定書、ワシントン条約、カルタヘナ法、植物防疫法、外来生物法、共同研究契約(英文)、航空危険物輸送



寺嶋 芳江

イノベーション
社会連携推進機構
特任教授